

「山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）」の指定管理者の候補者選定結果について

さきに公募を行った「山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）」の指定管理者の候補者について、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

なお、地方自治法の規定により、あらかじめ山形県議会の議決を経た上で、指定管理者の指定が行われることになります。

1 施設名 山形県総合文化芸術館（山形魅力発信モール）

2 募集期間 令和7年8月8日から令和7年9月19日まで

3 申請団体数 1団体

4 指定管理者の候補者

団体名： 株式会社清川屋

住 所： 鶴岡市宝田一丁目4番25号

5 審査の方法

選定基準に基づき、山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授等の外部有識者を含む計6名で構成）において、次のとおり総合的に審査及び評価を行った。

（1）審査の手順

- 申請団体の資格要件への適合の確認
- 申請団体による事業計画内容についてのプレゼンテーション
- 申請団体に対する質疑、応答
- 各審査委員による評点及び各評点結果の集計
- 評点結果を参考に総合的な審議・評価

（2）評価の方法

募集要項に示した選定基準に基づき、施設の平等利用は確保されるか、事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができるか、事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有しているかなど、幅広い見地から総合的に審議・評価した。

6 選定基準

選定基準	審査項目	審査のポイント	配点等
I 基本事項	1 施設の設置目的と管理運営方針	○県が示す管理運営方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ○申請者の経営モラルは適切か。	満たしていなければ 「失格」
	2 収支計画の適確性及び実現の可能性	○申請者が提示した指定管理料は、県が示した上限額以内となっているか。 ○収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ○収支計画（売上目標を含む。）は実現可能で持続可能なものか。 ○業務遂行のための適切な積算となっているか。 ○現指定管理者が申請者の場合は、現事業計画の履行状況から、次期事業計画は実現可能か。	
	3 施設の維持管理の適確性	○当該施設を適切かつ安定的に管理運営する能力があるか。 ○県が求める維持管理の基準に合致しているか。 ○施設の安全管理、利用者の安全管理の取組みは明確か。	
	4 労働法令の遵守	○労働関係法令は遵守しているか。 ○最低賃金は遵守しているか。	
II 施設の平等利用の確保	1 平等利用を図るための具体的な手法と期待される効果	○高齢者や障がい者等、全ての利用者の平等な利用や利用しやすさに配慮されているか。 ○事業内容に偏りがないか。	5 点
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	1 物販エリアの管理運営	○県が示す基本方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ○店舗のコンセプト、店舗内のレイアウト等は具体的で効果的なものとなっているか。 ○取扱商品の選定、調達方法、販売方法等に関する考え方方が適切か。 ○集客・販売促進への取組み（文化機能での催事時の対応や、連携した販売促進の取組みを含む。）は十分か。 ○地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。	25 点

	2 飲食エリアの管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ○県が示す基本方針と申請者が提案した方針は合致するか。 ○店舗のコンセプト、店舗内のレイアウト、その整備経費の提案は具体的で効果的なものとなっているか。 ○料理提供方法、メニュー、本県の食の魅力の発信等に関する考え方方が適切か。 ○集客・販売促進への取組み（文化機能での催事時の対応や、連携した販売促進の取組みを含む。）は十分か。 ○地元企業の参画・活用や地域経済への貢献を考慮しているか。 	25 点
	3 一般利用者用駐車場の管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ○駐車場監視、事故対応等の運営体制は十分か。 ○混雑が見込まれる時の対応は適切か。 	5 点
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実に行う能力を有すること	1 安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ○職員体制（人数、配置体制）は十分か。 ○責任の所在は明確か。 ○有資格者、経験者等の配置は十分か。 ○職員の採用、確保方策は適切か。 ○職員の育成、研修体制は十分か。 ○外部委託の実施計画は妥当か。 ○共同企業体の場合、構成団体の責任・役割分担は妥当か。 ○過去に本県の公の施設の指定管理者として重大な協定違反等をした事実はないか。あつた場合は適切な措置がとられているか。 	10 点
	2 財政状況及び経営基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○申請者の財務状況は健全か。 ○金融機関、出資者等の支援体制は十分か。 	10 点
	3 安定的な運営が可能となる業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ○類似業務の実績の有無。 	5 点
V その他	1 利用者要望への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者等からの苦情、要望の把握及びそれへの対応体制は妥当か。 ○トラブルの未然防止、発生時の対策は妥当か。 	4 点
	2 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○防災対策、緊急時及び事故発生時の対策（未然防止対策を含む。）は妥当か。 	4 点
	3 情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○情報公開、個人情報保護及び公益通報者保護の取組みは妥当か。 	4 点
	4 県への施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ○県が進める各種施策（別表）に対し、協力しているか。 	3 点
合 計			100 点

(別表) 県の施策への協力で評価する各種施策

- | |
|---------------------------------------|
| ① エコアクション21取得 |
| ② 障がい者雇用 |
| ③ 子育て支援 |
| ④ やまがたスマイル企業認定制度 |
| ⑤ 建設雇用改善優良事業所表彰 |
| ⑥ 地域貢献活動（災害活動、マイロード等） |
| ⑦ 新規学卒者の雇用・インターンシップ受入れ |
| ⑧ 女性の活躍推進 |
| ⑨ 協力雇用主としての活動 |
| ⑩ 新分野進出等経営革新への取組み（再生可能エネルギー分野への進出を含む） |
| ⑪ 当該施設におけるキャッシュレス決済への対応 |
| ⑫ その他必要と認める施策 |

7 選定理由

山形県観光文化スポーツ部指定管理者審査委員会における審査結果は次表のとおりであり、この審査結果を踏まえ「株式会社清川屋」を指定管理者の候補者として選定した。

区分	株式会社清川屋
選定基準Ⅰ	適格
選定基準Ⅱ	3.5
選定基準Ⅲ	45.3
選定基準Ⅳ	17.0
選定基準Ⅴ	9.9
合 計	75.6

全体的に安定した運営能力があること、次期に向けてイベント実施に力を入れていくなど工夫がみられたことが評価された。また、財務内容について、単年度毎の業績等を考慮し全体としてはプラスとして評価された。

(注1) 選定基準Ⅱ～Ⅴの点数は、各審査委員の平均値である。

(注2) 点数は、小数第2位を四捨五入したものである。そのため、合計欄の数値が、選定基準Ⅱ～Ⅳまでの集計値と一致しない場合がある。

8 指定期間

令和8年4月1日から令和14年3月31日まで